

武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画（素案）に対する  
パブリックコメント及び市民説明会における意見等を踏まえた実施計画の変更案

該当ページ	現 状	変更案																
10 ページ	<p>(2) 有料化の対象品目 ア 有料化の対象とする家庭ごみ</p> <p>市が収集する家庭ごみのうち、新たに有料化の対象とする品目は、「可燃ごみ（燃やせるごみ）」、「不燃ごみ（燃やせないごみ）」、「容器包装プラスチック」<u>及び「ペットボトル」</u>とします。</p> <p>表 有料化の対象とする品目とその理由</p> <table border="1" data-bbox="338 564 1182 959"> <thead> <tr> <th>対象とする品目</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ（燃やせるごみ）</td> <td rowspan="2">焼却・埋め立てによる環境負荷軽減の観点から、より一層の減量を推進するため</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ（燃やせないごみ）</td> </tr> <tr> <td>容器包装プラスチック</td> <td>簡易包装の推進及びレジ袋等の排出抑制を促進するため</td> </tr> <tr> <td><u>ペットボトル</u></td> <td><u>拡大生産者責任の観点から、店頭回収への動機付けを図るため</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象とする品目	理由	可燃ごみ（燃やせるごみ）	焼却・埋め立てによる環境負荷軽減の観点から、より一層の減量を推進するため	不燃ごみ（燃やせないごみ）	容器包装プラスチック	簡易包装の推進及びレジ袋等の排出抑制を促進するため	<u>ペットボトル</u>	<u>拡大生産者責任の観点から、店頭回収への動機付けを図るため</u>	<p>(2) 有料化の対象品目 ア 有料化の対象とする家庭ごみ</p> <p>市が収集する家庭ごみのうち、新たに有料化の対象とする品目は、「可燃ごみ（燃やせるごみ）」、「不燃ごみ（燃やせないごみ）」、「容器包装プラスチック」とします。</p> <p>表 有料化の対象とする品目とその理由</p> <table border="1" data-bbox="1245 564 2089 858"> <thead> <tr> <th>有料化の対象とする品目</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ（燃やせるごみ）</td> <td rowspan="2">焼却・埋め立てによる環境負荷軽減の観点から、より一層の減量を推進するため</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ（燃やせないごみ）</td> </tr> <tr> <td>容器包装プラスチック</td> <td>簡易包装の推進及びレジ袋等の排出抑制を促進するため</td> </tr> </tbody> </table>	有料化の対象とする品目	理由	可燃ごみ（燃やせるごみ）	焼却・埋め立てによる環境負荷軽減の観点から、より一層の減量を推進するため	不燃ごみ（燃やせないごみ）	容器包装プラスチック	簡易包装の推進及びレジ袋等の排出抑制を促進するため
対象とする品目	理由																	
可燃ごみ（燃やせるごみ）	焼却・埋め立てによる環境負荷軽減の観点から、より一層の減量を推進するため																	
不燃ごみ（燃やせないごみ）																		
容器包装プラスチック	簡易包装の推進及びレジ袋等の排出抑制を促進するため																	
<u>ペットボトル</u>	<u>拡大生産者責任の観点から、店頭回収への動機付けを図るため</u>																	
有料化の対象とする品目	理由																	
可燃ごみ（燃やせるごみ）	焼却・埋め立てによる環境負荷軽減の観点から、より一層の減量を推進するため																	
不燃ごみ（燃やせないごみ）																		
容器包装プラスチック	簡易包装の推進及びレジ袋等の排出抑制を促進するため																	

該当ページ	現 状	変更案																																			
10 ページ	<p style="text-align: center;">表 有料化の対象から除く品目とその理由</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #f4a460;"> <th style="width: 30%;">有料化の対象から除く品目※</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かん</td> <td rowspan="6">適正分別により資源化の推進が見込まれるため</td> </tr> <tr> <td>びん</td> </tr> <tr> <td>有害物</td> </tr> <tr> <td>金属</td> </tr> <tr> <td>古紙類</td> </tr> <tr> <td>布類</td> </tr> <tr> <td>剪定枝</td> <td>みどりの保全、緑化の推進を図るため</td> </tr> <tr> <td>落ち葉</td> <td>みどりの保全、緑化の推進を図るため</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ</td> <td>子育て世帯、要介護者等のある世帯への配慮のため</td> </tr> <tr> <td>地域清掃により回収されたごみ</td> <td>地域の環境美化活動を支援するため</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象外の品目であっても、粗大ごみに該当する場合は、有料で収集します。</p>	有料化の対象から除く品目※	理由	かん	適正分別により資源化の推進が見込まれるため	びん	有害物	金属	古紙類	布類	剪定枝	みどりの保全、緑化の推進を図るため	落ち葉	みどりの保全、緑化の推進を図るため	紙おむつ	子育て世帯、要介護者等のある世帯への配慮のため	地域清掃により回収されたごみ	地域の環境美化活動を支援するため	<p style="text-align: center;">表 有料化の対象から除く品目とその理由</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #f4a460;"> <th style="width: 30%;">有料化の対象から除く品目※</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ペットボトル</u></td> <td rowspan="10">適正分別により資源化の推進が見込まれるため</td> </tr> <tr> <td>かん</td> </tr> <tr> <td>びん</td> </tr> <tr> <td>有害物</td> </tr> <tr> <td>金属</td> </tr> <tr> <td>古紙類</td> </tr> <tr> <td>布類</td> </tr> <tr> <td>剪定枝</td> <td rowspan="2">みどりの保全、緑化の推進を図るため</td> </tr> <tr> <td>落ち葉</td> </tr> <tr> <td><u>雑草類</u></td> <td rowspan="2">子育て世帯、要介護者等のある世帯への配慮のため</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ</td> </tr> <tr> <td>地域清掃により回収されたごみ</td> <td>地域の環境美化活動を支援するため</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象外の品目であっても、粗大ごみに該当する場合は、有料で収集します。</p>	有料化の対象から除く品目※	理由	<u>ペットボトル</u>	適正分別により資源化の推進が見込まれるため	かん	びん	有害物	金属	古紙類	布類	剪定枝	みどりの保全、緑化の推進を図るため	落ち葉	<u>雑草類</u>	子育て世帯、要介護者等のある世帯への配慮のため	紙おむつ	地域清掃により回収されたごみ	地域の環境美化活動を支援するため
有料化の対象から除く品目※	理由																																				
かん	適正分別により資源化の推進が見込まれるため																																				
びん																																					
有害物																																					
金属																																					
古紙類																																					
布類																																					
剪定枝	みどりの保全、緑化の推進を図るため																																				
落ち葉	みどりの保全、緑化の推進を図るため																																				
紙おむつ	子育て世帯、要介護者等のある世帯への配慮のため																																				
地域清掃により回収されたごみ	地域の環境美化活動を支援するため																																				
有料化の対象から除く品目※	理由																																				
<u>ペットボトル</u>	適正分別により資源化の推進が見込まれるため																																				
かん																																					
びん																																					
有害物																																					
金属																																					
古紙類																																					
布類																																					
剪定枝		みどりの保全、緑化の推進を図るため																																			
落ち葉																																					
<u>雑草類</u>		子育て世帯、要介護者等のある世帯への配慮のため																																			
紙おむつ																																					
地域清掃により回収されたごみ	地域の環境美化活動を支援するため																																				

該当ページ	現 状	変更案															
14ページ	<p>エ 武蔵村山市における手数料</p> <p>これまでの「ア ごみの排出抑制や再生利用の推進への効果」、「イ 市民の受容性の考慮」及び「ウ 周辺市町村における手数料の料金水準の考慮」を踏まえ、本市における手数料は、<u>可燃ごみ（燃やせるごみ）及び不燃ごみ（燃やせないごみ）は、1リットル当たり2円とし、容器包装プラスチック及びペットボトルは、1リットル当たり1円</u>とします。</p> <p>なお、現在、中間処理施設への直接搬入に係る廃棄物処理手数料については、200キログラムを超える量から1キログラム当たり25円の手数料を徴収していますが、こちらについても見直しを図ります。</p> <p>表 武蔵村山市における廃棄物処理手数料</p> <table border="1" data-bbox="338 655 981 906"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ（燃やせるごみ）</td> <td rowspan="2">2円/ℓ</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ（燃やせないごみ）</td> </tr> <tr> <td>容器包装プラスチック</td> <td rowspan="2">1円/ℓ</td> </tr> <tr> <td><u>ペットボトル</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、上記の手数料を用いて有料化導入後に見込まれるごみの排出量から1世帯当たりの平均負担額（月間）を試算したところ、<u>486</u>円という結果となりました。この金額は、500円程度という多くの市民が受容できる金額と考えられます。</p> <p style="text-align: right;">《続く》</p>	品目	手数料	可燃ごみ（燃やせるごみ）	2円/ℓ	不燃ごみ（燃やせないごみ）	容器包装プラスチック	1円/ℓ	<u>ペットボトル</u>	<p>エ 武蔵村山市における手数料</p> <p>これまでの「ア ごみの排出抑制や再生利用の推進への効果」、「イ 市民の受容性の考慮」及び「ウ 周辺市町村における手数料の料金水準の考慮」を踏まえ、本市における手数料は、<u>可燃ごみ（燃やせるごみ）及び不燃ごみ（燃やせないごみ）は、1リットル当たり2円とし、容器包装プラスチックは、1リットル当たり1円</u>とします。</p> <p>なお、現在、中間処理施設への直接搬入に係る廃棄物処理手数料については、200キログラムを超える量から1キログラム当たり25円の手数料を徴収していますが、こちらについても見直しを図ります。</p> <p>表 武蔵村山市における廃棄物処理手数料</p> <table border="1" data-bbox="1245 655 1888 858"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ（燃やせるごみ）</td> <td rowspan="2">2円/ℓ</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ（燃やせないごみ）</td> </tr> <tr> <td>容器包装プラスチック</td> <td>1円/ℓ</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、上記の手数料を用いて有料化導入後に見込まれるごみの排出量から1世帯当たりの平均負担額（月間）を試算したところ、<u>447</u>円という結果となりました。この金額は、500円程度という多くの市民が受容できる金額と考えられます。</p> <p style="text-align: right;">《続く》</p>	品目	手数料	可燃ごみ（燃やせるごみ）	2円/ℓ	不燃ごみ（燃やせないごみ）	容器包装プラスチック	1円/ℓ
品目	手数料																
可燃ごみ（燃やせるごみ）	2円/ℓ																
不燃ごみ（燃やせないごみ）																	
容器包装プラスチック	1円/ℓ																
<u>ペットボトル</u>																	
品目	手数料																
可燃ごみ（燃やせるごみ）	2円/ℓ																
不燃ごみ（燃やせないごみ）																	
容器包装プラスチック	1円/ℓ																

該当ページ	現 状	変更案																																			
14 ページ	<p>表 1世帯当たりの平均負担額（月間）の試算結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ペットボトル</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1世帯当たりのごみ排出量（年間）</td> <td><u>6.6 kg</u></td> <td><u>357.4 kg</u></td> </tr> <tr> <td>かさ比重</td> <td><u>0.014 kg/ℓ</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1世帯当たりのごみ排出容量（年間）</td> <td><u>473ℓ</u></td> <td><u>3,454ℓ</u></td> </tr> <tr> <td>1世帯当たりのごみ排出容量（月間）</td> <td><u>39ℓ</u></td> <td><u>288ℓ</u></td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td><u>1円/ℓ</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1世帯当たりの負担金額（月間）</td> <td><u>39円</u></td> <td><u>486円</u></td> </tr> </tbody> </table>		ペットボトル	合計	1世帯当たりのごみ排出量（年間）	<u>6.6 kg</u>	<u>357.4 kg</u>	かさ比重	<u>0.014 kg/ℓ</u>	—	1世帯当たりのごみ排出容量（年間）	<u>473ℓ</u>	<u>3,454ℓ</u>	1世帯当たりのごみ排出容量（月間）	<u>39ℓ</u>	<u>288ℓ</u>	手数料	<u>1円/ℓ</u>	—	1世帯当たりの負担金額（月間）	<u>39円</u>	<u>486円</u>	<p>表 1世帯当たりの平均負担額（月間）の試算結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1世帯当たりのごみ排出量（年間）</td> <td><u>350.8 kg</u></td> </tr> <tr> <td>かさ比重</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1世帯当たりのごみ排出容量（年間）</td> <td><u>2,981ℓ</u></td> </tr> <tr> <td>1世帯当たりのごみ排出容量（月間）</td> <td><u>249ℓ</u></td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1世帯当たりの負担金額（月間）</td> <td><u>447円</u></td> </tr> </tbody> </table>		合計	1世帯当たりのごみ排出量（年間）	<u>350.8 kg</u>	かさ比重	—	1世帯当たりのごみ排出容量（年間）	<u>2,981ℓ</u>	1世帯当たりのごみ排出容量（月間）	<u>249ℓ</u>	手数料	—	1世帯当たりの負担金額（月間）	<u>447円</u>
	ペットボトル	合計																																			
1世帯当たりのごみ排出量（年間）	<u>6.6 kg</u>	<u>357.4 kg</u>																																			
かさ比重	<u>0.014 kg/ℓ</u>	—																																			
1世帯当たりのごみ排出容量（年間）	<u>473ℓ</u>	<u>3,454ℓ</u>																																			
1世帯当たりのごみ排出容量（月間）	<u>39ℓ</u>	<u>288ℓ</u>																																			
手数料	<u>1円/ℓ</u>	—																																			
1世帯当たりの負担金額（月間）	<u>39円</u>	<u>486円</u>																																			
	合計																																				
1世帯当たりのごみ排出量（年間）	<u>350.8 kg</u>																																				
かさ比重	—																																				
1世帯当たりのごみ排出容量（年間）	<u>2,981ℓ</u>																																				
1世帯当たりのごみ排出容量（月間）	<u>249ℓ</u>																																				
手数料	—																																				
1世帯当たりの負担金額（月間）	<u>447円</u>																																				

### オ 武蔵村山市の指定収集袋の仕様

指定収集袋については、以下の 14 種類を作成します。

なお、指定収集袋は、分別排出促進の観点からごみの種類ごとに色を分け作成するとともに、視覚障害者が手触りで袋の種類を判別できるような加工を施します。さらに、環境への負荷を軽減するため、バイオマス原料を使用した指定収集袋を採用することとします。

表 指定収集袋の種類と1枚当たりの値段

種類	色	単価	容量	1枚当たりの値段
<u>可燃ごみ(燃やせるごみ)用</u>	緑	2円/ℓ	5ℓ	10円
			10ℓ	20円
			20ℓ	40円
			40ℓ	80円
<u>不燃ごみ(燃やせないごみ)用</u>	オレンジ	2円/ℓ	<u>5ℓ</u>	<u>10円</u>
			<u>10ℓ</u>	<u>20円</u>
			<u>20ℓ</u>	<u>40円</u>
			<u>40ℓ</u>	<u>80円</u>
容器包装プラスチック用	ピンク	1円/ℓ	10ℓ	10円
			20ℓ	20円
			40ℓ	40円
<u>ペットボトル用</u>	透明	1円/ℓ	<u>10ℓ</u>	<u>10円</u>
			<u>20ℓ</u>	<u>20円</u>
			<u>40ℓ</u>	<u>40円</u>

### オ 武蔵村山市の指定収集袋の仕様

指定収集袋については、以下の 7 種類を作成します。

なお、指定収集袋は、手数料ごとに色を分け作成するとともに、視覚障害者が手触りで袋の種類を判別できるような加工を施します。さらに、環境への負荷を軽減するため、バイオマス原料を使用した指定収集袋を採用することとします。

表 指定収集袋の種類と1枚当たりの値段

種類	色	単価	容量	1枚当たりの値段
<u>可燃ごみ・不燃ごみ(燃やせるごみ・燃やせないごみ)兼用</u>	緑	2円/ℓ	5ℓ	10円
			10ℓ	20円
			20ℓ	40円
			40ℓ	80円
容器包装プラスチック用	ピンク	1円/ℓ	10ℓ	10円
			20ℓ	20円
			40ℓ	40円

該当ページ	現 状	変更案																																																				
16ページ 表 減免対象 世帯及び交付 要領	<table border="1" data-bbox="412 173 1113 1042"> <thead> <tr> <th colspan="4" data-bbox="412 173 1113 225">指定収集袋の交付枚数(年間)</th> </tr> <tr> <th data-bbox="510 328 629 427" rowspan="2">世帯 人数</th> <th data-bbox="629 328 748 427" rowspan="2">容量</th> <th colspan="2" data-bbox="748 328 1014 379">配布枚数</th> </tr> <tr> <th data-bbox="748 379 896 427">①</th> <th data-bbox="896 379 1014 427">②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 427 629 475">1人</td> <td data-bbox="629 427 748 475">10ℓ</td> <td data-bbox="748 427 896 475">100枚</td> <td data-bbox="896 427 1014 475"><u>40枚</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 475 629 523">2人</td> <td data-bbox="629 475 748 523">20ℓ</td> <td data-bbox="748 475 896 523">100枚</td> <td data-bbox="896 475 1014 523"><u>40枚</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 523 629 571">3人</td> <td data-bbox="629 523 748 571">20ℓ</td> <td data-bbox="748 523 896 571">150枚</td> <td data-bbox="896 523 1014 571"><u>60枚</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 571 629 624">4人</td> <td data-bbox="629 571 748 624">40ℓ</td> <td data-bbox="748 571 896 624">100枚</td> <td data-bbox="896 571 1014 624"><u>40枚</u></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="479 632 947 695">           ①: <u>可燃ごみ用・不燃ごみ用</u>            ②: <u>容器包装プラスチック用・ペットボトル用</u> </p> <p data-bbox="423 751 1099 932">           5人以上の世帯については、4人を超える人数1人につき、<u>可燃ごみ用・不燃ごみ用で20ℓ袋50枚、容器包装プラスチック用・ペットボトル用で20ℓ袋20枚</u>を4人世帯への交付枚数に追加して交付します。         </p>	指定収集袋の交付枚数(年間)				世帯 人数	容量	配布枚数		①	②	1人	10ℓ	100枚	<u>40枚</u>	2人	20ℓ	100枚	<u>40枚</u>	3人	20ℓ	150枚	<u>60枚</u>	4人	40ℓ	100枚	<u>40枚</u>	<table border="1" data-bbox="1314 173 2016 1042"> <thead> <tr> <th colspan="4" data-bbox="1314 173 2016 225">指定収集袋の交付枚数(年間)</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1413 328 1532 427" rowspan="2">世帯 人数</th> <th data-bbox="1532 328 1650 427" rowspan="2">容量</th> <th colspan="2" data-bbox="1650 328 1917 379">配布枚数</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1650 379 1798 427">①</th> <th data-bbox="1798 379 1917 427">②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1413 427 1532 475">1人</td> <td data-bbox="1532 427 1650 475">10ℓ</td> <td data-bbox="1650 427 1798 475">100枚</td> <td data-bbox="1798 427 1917 475"><u>30枚</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1413 475 1532 523">2人</td> <td data-bbox="1532 475 1650 523">20ℓ</td> <td data-bbox="1650 475 1798 523">100枚</td> <td data-bbox="1798 475 1917 523"><u>30枚</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1413 523 1532 571">3人</td> <td data-bbox="1532 523 1650 571">20ℓ</td> <td data-bbox="1650 523 1798 571">150枚</td> <td data-bbox="1798 523 1917 571"><u>45枚</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1413 571 1532 624">4人</td> <td data-bbox="1532 571 1650 624">40ℓ</td> <td data-bbox="1650 571 1798 624">100枚</td> <td data-bbox="1798 571 1917 624"><u>30枚</u></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1382 632 1693 695">           ①: <u>可燃ごみ・不燃ごみ兼用</u>            ②: <u>容器包装プラスチック用</u> </p> <p data-bbox="1326 751 2002 932">           5人以上の世帯については、4人を超える人数1人につき、<u>可燃ごみ・不燃ごみ兼用で20ℓ袋50枚、容器包装プラスチック用で20ℓ袋15枚</u>を4人世帯への交付枚数に追加して交付します。         </p>	指定収集袋の交付枚数(年間)				世帯 人数	容量	配布枚数		①	②	1人	10ℓ	100枚	<u>30枚</u>	2人	20ℓ	100枚	<u>30枚</u>	3人	20ℓ	150枚	<u>45枚</u>	4人	40ℓ	100枚	<u>30枚</u>
指定収集袋の交付枚数(年間)																																																						
世帯 人数	容量	配布枚数																																																				
		①	②																																																			
1人	10ℓ	100枚	<u>40枚</u>																																																			
2人	20ℓ	100枚	<u>40枚</u>																																																			
3人	20ℓ	150枚	<u>60枚</u>																																																			
4人	40ℓ	100枚	<u>40枚</u>																																																			
指定収集袋の交付枚数(年間)																																																						
世帯 人数	容量	配布枚数																																																				
		①	②																																																			
1人	10ℓ	100枚	<u>30枚</u>																																																			
2人	20ℓ	100枚	<u>30枚</u>																																																			
3人	20ℓ	150枚	<u>45枚</u>																																																			
4人	40ℓ	100枚	<u>30枚</u>																																																			